

Title	イギリスにおけるコンピュータにより作成された証拠の証拠能力
Sub Title	The admissibility of computer-generated Evidence in England
Author	安富, 潔(Yasutomi, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.12 (1989. 12) ,p.185- 204
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田口精一教授 平良教授 退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891228-0185">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891228-0185</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## イギリスにおける

## コンピュータにより作成された証拠の証拠能力

安 富 潔

- 一 はじめに
- 二 コンピュータにより作成された証拠の証拠能力と「一九八四年警察・刑事証拠法」
- 三 「一九八四年警察・刑事証拠法」制定前の状況
- 四 「一九八四年警察・刑事証拠法」制定後の状況  
―「一九八八年刑事裁判法」による修正―
- 五 おわりに

### 一 はじめに

金融機関をはじめ様々な分野でコンピュータが日常的に利用されるようになるにつれ、コンピュータに係る犯罪も多く発生してきている。それにともない、刑事裁判にもコンピュータにより作成された証拠がしばしば提出されるようになってきているが、そうした証拠の証拠能力についてどのように考えればよいか、ことにコンピュータにより作

成された証拠は、直接には人の知覚・記憶・表現・叙述という供述過程を経ずに機械的に処理され作成されるものではあるが、人が作成したプログラムにしたがって、人によって入力されたデータを処理して作成されるものであり、その内容が事実の真実性を立証するために用いられる場合には、伝聞法則との関係で証拠能力の検討が必要とされよう。

こうした問題について、アメリカ合衆国の問題状況については、すでに論じたことがあるが、その他のイギリスをはじめいわゆるコモン・ロー諸国の状況についてはそこでは論じ得なかった。そこで、本稿では、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力について立法的解決を図ったイギリスについて、その法律とその制定過程の状況を概観することにより、イギリスにおけるコンピュータにより作成された証拠の証拠能力をめぐる問題を伝聞法則との関連で整理し、わが国における問題解決への視座を提供したいと考える。

## 二 コンピュータにより作成された証拠の証拠能力と「一九八四年警察・刑事証拠法」

イギリスにおいて、刑事訴訟の分野で、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力に関する明文規定が設けられたのは、「一九八四年警察・刑事証拠法(The Police and Criminal Evidence Act of 1984)」においてである。<sup>(2)</sup>

同法は、一九八四年一〇月三十一日に制定され、一九八六年一月一日から施行された刑事手続きに関する総合的法典であり、同法においては、コンピュータにより処理された情報の差押え手続き(第一九条第四項、第五項及び第二〇条)及び、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力(第六九条)に関する規定が設けられている。

### 同法第六九条第一項は、

「いかなる手続においても、コンピュータにより作成された書面における供述は、左の各号が証明されない限り、そこに供述

された事実に関する証拠として許容されない。

a コンピュータの不適切な使用のため供述が不正確であると思料される合理的な理由がないこと。  
b コンピュータが問題となっている期間中正常に作動しているか、又はコンピュータが正常に作動せず若しくは作動を停止していたことが、書面の作成若しくはその内容の正確性に何らの影響を与えるものでなかったこと。

c 次項の裁判所規則に定める要件が充足されること。」

とし、同条第二項は、

「いかなる手続きにおいても、本条の規定に基づいて供述を証拠として提出しようとするときは、裁判所規則に定められた供述に関する情報は定められた方式により定められた時期に提出されなければならない旨の規定を裁判所規則に定めることができる。」

と規定し、コンピュータにより作成された証拠が許容される条件について、同条第一項において三つの要件を定めている。<sup>(3)</sup>

このように同法は、コンピュータにより作成された証拠について、供述証拠として伝聞法則の例外として位置づけ、その信用性・正確性に配慮しつつ、証拠能力を認めようとしたものといえる。<sup>(4)</sup>ところで、コンピュータにより作成された証拠は、非供述証拠であり伝聞証拠ではないとの見解がある。この立場は、コンピュータにより作成された証拠は、コンピュータが人の心理的・精神的活動を介在することなく機械的に作成するものであって、供述証拠ではないというものである。しかし、機械的に作成されるものとはいえ、人によって動かされているものであり、コンピュータにより作成された書面の内容が事実の真实性を証明するものとして証拠となる場合には、供述証拠と解されてよいとの見解もありえよう。また、この場合、コンピュータから出力された情報の信用性は、人によってプログラムが作成され、人によってコンピュータに入力された情報の信用性に深く影響されるのであって、本法では、証拠能力の肯

否に関し、コンピュータの運用やコンピュータ自体の信頼性については相当に留意しているものの、入力される情報の正確性について充分な考慮を払っているとはいえないとの批判がある。<sup>(5)</sup>確かに、コンピュータに入力された情報が信用できないものである場合にも、コンピュータから出力されたものについて、コンピュータに対する信頼があることによつて、かえつてコンピュータにより作成されたかという理由で、その証拠の信用性を誤つて与えることにならざるおそれがないとはいえない。その点への配慮は検討されなければならないであらう。

### 三 「一九八四年警察・刑事証拠法」制定前の状況

「一九六五年刑事証拠法(The Criminal Evidence Act 1965)」第一条第一項は、その事項について個人的な知識(personal knowledge)を有し又は有していると認められる者によつて提供された情報を記録した一定の業務に関する記録(record relating to any trade or business)につき、それが業務の過程で作成されたものであり(a号)、右のような情報を提供した者が、死亡、国外にいるため若しくは身体的・精神的理由により公判に出頭することができず、又は提供した情報について記憶が回復することができない合理的理由があるなどとして、その事項について証言できない場合には(b号)、右業務に関する記録は、伝聞法則の適用をうけず、証拠能力を有することとされている。しかし、この場合には、その記録の内容について「個人的な知識」を有する者であることが要件とされるが、コンピュータにより作成された証拠は、機械的に処理され作成されるものであるもので、同条により証拠能力が認められるかは疑問があつた。<sup>(6)</sup>

このような法状況にあつて、刑事事件において、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力を肯定すべきとする提案が、一九七二年に発表された「刑事法改訂委員会」の第一一報告書(CRIMINAL LAW REVISION COMMITTEE, 11TH REPORT, EVIDENCE (GENERAL))においてなされたのである。<sup>(7)</sup>

同委員会の「刑事証拠法草案」(Draft Criminal Evidence Bill) 第三五条では、①コンピュータが通常の用法に従って運用されている間にコンピュータにより作成された書面が作成され、②通常の用法にしたがって書面に記載されている情報が入力され、③その間コンピュータが正常に作動し、④コンピュータに入力された情報が通常の用法に従って出力されたことを要件として、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力を肯定している<sup>(8)</sup>。

このように、同草案では、情報の信用性を保障するため、コンピュータへの情報の入力及びコンピュータの正常な作動に関する厳格な要件を設けている。この要件は、「一九六八年民事証拠法(The Civil Evidence Act 1968)」第五条とほぼ共通しているものである。すなわち、同法同条第一項は、

「いかなる民事手続においても、コンピュータにより作成された書面における供述は、直接的な口頭証拠であれば許容されるものであっても、裁判所規則により、第二項の各号に掲げられた要件を充足した場合には、その事実に関する証拠として許容される。」

#### 第二項は、

「前項にいう要件は、次のとおりである

- a 通常の業務活動を行うためにコンピュータが情報を記憶し処理するために通常に使用されていた期間にコンピュータにより作成された供述を記載した書面であって、
  - b 通常の活動の過程で書面に供述された情報が入力され、
  - c その間コンピュータが正常に作動し、又は正常に作動せず若しくは作動を停止していたことが、書面の作成若しくはその内容の正確性に何らの影響を与えるものでなく、
  - d 通常の過程でコンピュータに入力された情報を出力し又はそれを処理したものが書面の供述であること。」
- と規定している。

そして、同法第五条第四項において、①そのコンピュータにより作成された書面であることを特定し、かつ、その

コンピュータによる処理によって作成されたことを示し、②それらの事項を示すために裁判所は口頭による証拠を求めることができること、の二点において草案第三五条と異なっている。<sup>(9)</sup>このような相違点が認められるのは、訴追側に挙証責任があり、有罪のためには高度の証明基準が求められる刑事手続きにおいて要求されるものであり、主張・立証責任を当事者が負う民事訴訟では要求されなくてよいものといえるからである。<sup>(10)</sup>

ところで、「一九六八年民事証拠法」は、民事事件にのみ適用されるものであり、刑事事件については「一九六五年刑事証拠法」が一定の業務に関する記録の証拠能力を認める規定を設けてはいたが、<sup>(11)</sup>同法には、コンピュータにより作成された証拠についての証拠能力に関する直接的規定は定められていなかった。前述のように、同法第一条によれば、刑事事件において、書面において供述された事実について「個人的な知識」を持つ者によって作成された業務に関する記録を含むその書面を、かかる事実についての証拠として提出することを認めているが、この場合、そのような記録を作成した者が死亡、病気又はその他の理由により公判廷で証言することができないことが要件とされている。このような場合に一定の業務に関する記録に証拠能力を認めるのは、それが伝聞証拠であっても証拠として許容される必要性が高い場合だからである。<sup>(12)</sup>しかし、このような規定は、コンピュータにより作成された証拠について、刑事事件で証拠能力を認める直接的な根拠とはなりえないといえよう。<sup>(13)</sup>

このような状況にあって、「一九八四年警察・刑事証拠法」でコンピュータにより作成された証拠に関する証拠能力の規定が設けられたのであるが、その直接的な契機を与えることになったのは、一九八〇年の *R. v. Pettigrew* (1980) 71 Cr. App. R. 39 にあつて、控訴院（刑事部）が、コンピュータにより作成された証拠は、「一九六五年刑事証拠法（The Criminal Evidence Act 1965）」において証拠能力が認められる証拠にはあたらないとして、その証拠能力を否定したことにありといわれる。<sup>(14)</sup>この事案は、被告人の所持していた三束の五ポンド紙幣が、盗まれた紙幣の札束の一部であることを立証するために、訴追側が英国銀行のコンピュータに記録されている各束ごとの紙幣の連続番

号を出力した書面を証拠として提出したのに対し、控訴院は作成された証拠の内容について「一九六五年刑事証拠法」第一条第一項 a 号にてらし「個人的な知識を有し又は有していると認められる者によって提供された情報ではない」ことを理由に、証拠能力を否定したものである。<sup>(15)</sup>

「一九六五年刑事証拠法」は、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力についての規定を設けていなかったが、同法の適用の可否を争点として、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力が問題とされた裁判例が他にも見られる。

一九八三年の *R. v. Wood* (1983) 76 Cr. App. R. 23 では、もっぱら計算器として使用される場合のように、人の心理的・精神的活動の介在する余地がほとんどなく、機械的な処理に使用されたようなときには、原本たる証拠として証拠能力を有するとされた。また、同年の *R. v. Ewing* (1983) *Crim. L. R.* 472 は、偽造文書行使による盗犯として起訴された被告人の審理において、同人の銀行口座の取引記録に関するコンピュータにより作成された証拠は「一九六五年刑事証拠法」第一条にてらし証拠として許容されるとして有罪が事実審において宣告されたが、被告人からの上訴に対し、控訴院（刑事部）は、原審判断を肯定し、「コンピュータは口座の取引を記録し、必要に応じその残高を打ち出すものである。これは、同法第一条第四項による書面である。<sup>(16)</sup> 同法第一条第一項 b 号にてらし、事実審裁判官が、コンピュータ・オペレーターやその他の者が自己の有していた情報について記憶を回復できないと合理的に認められると判断したことは正当である」と判示した。

四 「一九八四年警察・刑事証拠法」制定後の状況

——「一九八八年刑事裁判法」による修正——

「一九八四年警察・刑事証拠法」の制定により、それまで「一九六五年刑事証拠法」の解釈として判例で展開されてきたコンピュータにより作成された証拠の証拠能力の問題が立法的に解決されることとなった。<sup>17)</sup>

しかし、その後、「一九八八年刑事裁判法（The Criminal Justice Act 1988）」の第二部において、伝聞法則に二つの例外が新しく規定されるにいたり、コンピュータにより作成された証拠について、証拠能力の要件が修正されるに至っている。<sup>18)</sup>

すなわち同法第二三条第一項c号は、

「一九八四年警察・刑事証拠法」第六九条に定める場合を除き、供述者によってなされた書面に記載された供述は、それが同人の直接的な口頭での証拠であれば許容されるものであって、以下の要件を充足した場合には、刑事手続において、事実に関する証拠として証拠能力を有するものとする。

(i) 第二号に定めるいずれかの要件を充足し、

(ii) 以下略

第二号は、

- (a) 供述者が死亡、又は身体若しくは精神の状態により証人として出頭することが不適當であり、
- (b) (i) 供述者が連合王国外にいて、
- (ii) その出頭を確保することが合理的に不可能であり、
- (c) 供述者を発見するためにあらゆる合理的な手段を講じたにもかかわらず供述者を発見できなかったこと。」

と規定している。

また、同法第二四条第一項c号は、

「一九八四年警察・刑事証拠法」第六九条に定める場合を除き、書面に記載された供述は、直接的な口頭での証拠であれば許容されるものであって、以下の各号に定める要件を充足した場合には、刑事手続において、事実に関する証拠として証拠能力を有するものとする。

(i) その書面が一定の商業上、営業上、専門的若しくはその他の職業上の業務の過程において又は有給若しくは無給の職務を行なう者として、供述者により作成され又は受領されたものであり、かつ(ii)書面に記載された情報が、その事項につき個人的な知識を有し又は有すると合理的に推認することのできる者(供述者あることを問わない)により提供されたものであること。」

とし、第二項は、

「書面に記載された情報が直接的又は間接的に提供された場合に第一項は適用される。ただし、間接的である場合には、

- (a) 商業上、営業上、専門的若しくはその他の職業上の業務の過程におけるものであること
  - (b) 有給若しくは無給の職務を行なう者であること
- を要する。」

と規定している。<sup>(19)</sup>

この新しい法律により、一九六五年の「刑事証拠法」を改正した「一九八四年警察・刑事証拠法」第六八条が再び改正されたのである。

そこで、「一九八八年刑事裁判法」の施行に伴い、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力については、それが伝聞証拠とされるものについては、「一九八八年刑事裁判法」第二三条又は第二四条又はその他の伝聞法則の例外に該当し、かつ「一九八四年警察・刑事証拠法」第六九条の要件が充足されなければならないが、供述内容を証

明するものであってもコンピュータにより機械的に作成され人の供述ではないために伝聞証拠とはいえないものについては、これまで同様、「一九八四年警察・刑事証拠法」第六九条に定める要件が充足される必要があり、コンピュータにより作成された証拠が、それ自体要証事実とされるときには、「一九八八年刑事裁判法」第二三条又は第二四條も「一九八四年警察・刑事証拠法」第六九條も適用されないことになる。<sup>(20)</sup>

もつとも、「一九八八年刑事裁判法」第二三条は、「人」が作成した供述書面について証拠能力を認めるものであり、「コンピュータ」により作成された書面には適用されるべきではないとの主張がありうる。しかし、人がコンピュータのプログラムを作り、情報を入力し、必要に応じて出力するという意味ではコンピュータにより作成された証拠は人によって作られたともいえる。<sup>(21)</sup>

さて、「一九八四年警察・刑事証拠法」第六九條はコンピュータにより作成された証拠についての証拠能力を規定したが、その適用に関する判例の動向を概観してみたい。

一九八七年の *Sophocleous v. Ringer* (1987) Crim. L. R. 422 は、コンピュータを使用して作成された血中アルコール濃度の試験に関する分析結果について、同法第六九條の適用はないとしてその証拠能力を肯定した。被告人は酒気帯び運転で訴追されたが、公判では、鑑定受託者による同人の血中アルコール濃度についてのコンピュータを使用した分析結果がグラフおよび図表で示された鑑定書が提出されたので、これをめぐって同法第六九條の適用の可否が争われたのである。しかし、同條の適用をめぐって、コンピュータの運用およびその正確性に関する証拠が提出されなかったことから、同條により証拠能力は与えられないとの被告人の主張に対して、裁判官はその証拠の証拠能力を肯定した。これに対し、高等法院（女王座部裁判所）は、「鑑定受託者が鑑定のための道具(tool)としてコンピュータを使用する場合に同條は適用されない。コンピュータにより作成された証拠から鑑定受託者が記憶を喚起することは必要な場合には認められるべきものであり、原審判断は正当である」として上訴を棄却した。

供述証拠は反対尋問によりその正確性を吟味することにより正しい事実認定を確保することができるとして、伝聞法則が展開されてきた。コンピュータにより作成された証拠は、書面ではあっても口頭による証拠(oral evidence)ではないので、人の心理的・精神的活動が介在する余地がないものといえ、供述証拠ではないともいえる。もっとも、機械的に作成される証拠ではあるとはいえず、その作成過程の正確性を担保する必要がある。そこで、同法第六九条は一定の要件を規定し、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力を認めることとしたのである。その意味では、コンピュータを利用して作成された証拠については、それがたとえ科学的な分析結果を示すものであったとしても、その作成過程の正確性を証明する必要があるといえる。また、本事実案のように、多くの事件について鑑定を行なっている鑑定受託者にとって、コンピュータの運用およびその正確性について証明することはそれほど困難なことではないであろう。そのような意味で本判決に対して疑問を提起する見解もある。<sup>22)</sup>

また、「一九八四年警察・刑事証拠法」第六八条第二項に関する判例として、*R. v. Bray* (1988) *Crim. L. R.* 829がある。事案は、上訴人は、銀行への押込み及び銀行の金庫から金員を盗取したとして起訴されたものである。同人の指紋が金庫から発見されたが、金員の喪失を証明できる唯一の証人であるKは韓国におり、公判への出廷を確保することができない状況にあった。訴追側は金員の喪失を証明するために金融業務に関するコンピュータによる記録を作成しこれを提出しようとした。しかし、その出力された記録を確認できるのはKのみであった。事実審裁判官はコンピュータにより作成された証拠の証拠能力を肯定し有罪を言い渡したが、上訴がなされた。控訴院(刑事部)は、「一九八四年警察・刑事証拠法」第六八条第二項を適用するためには、情報提供者が国外にいてその出頭を確保することができないことを合理的に証明しなければならないが、訴追側はこれをなしえなかったのであるから、コンピュータにより作成された証拠について証拠能力は認められないとして、上訴には理由があると認め、原審判断を破棄した。

やらの、「一九八四年警察・刑事証拠法」第六八条及び第六九条の適用が争われた事例として、*R. v. Harper, R. v. Minors* (1989) *Crim. L. R.* 360 がある。上訴人は、コンピュータにより作成された証拠が違法に許容されたため有罪となったと主張し、同法第六九条の適用が問題とされたものである。控訴院（刑事部）は、この点の上訴を認め、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力を認めるにあたっての指針を示した。

すなわち、第一に、同法第六八条は、伝聞法則の例外を新しく規定したものであり、コンピュータにより作成された証拠が伝聞法則の例外に該当するという理由で証拠能力が認められる場合以外については同条は適用されない。たとえば、コンピュータがただ数量計算に使用されるような場合には、「伝聞」の問題は生じないので、同法第六八条及び第六九条の適用は問題とならない。<sup>(23)</sup>

第二に、同法第六九条は、第六八条に定める証拠能力を認める要件を充足した書面としてのコンピュータにより作成された証拠に関する証拠能力の要件を定めるものであり、コンピュータにより作成された書面としての証拠について、第六九条に規定する要件を充足したとしてもそれだけで証拠能力が認められるわけではない。<sup>(24)</sup>

第三に、第六九条は附則第三第二編第八条に定める証明書により証拠能力を肯定するための証明がなされるが、第六八条は、当事者間で合意がない場合には、附則第三の第一編第五条に定める証人として出頭が適さないことを医師の証明書により証明する場合を除いて、口頭による証拠によって証明しなければならぬとする。<sup>(25)</sup>

第四に、同法第六八条では、情報提供者が個人的に知識を有していることが要件とされるが、附則第三第一編第一条では、「間接的な」情報提供の場合にも拡張されているので、コンピュータを日常的に利用しているという状況証拠によってこれを証明することも多い。したがって、その要件判断にあたっては事件全体の事情について調べなければならぬ。<sup>(26)</sup>

第五に、同法第六九条の要件を充足しているかどうかを判断するにあたって、コンピュータが誤って情報を提供す

ることがないとはいえないので、コンピュータがそれまで正常に作動していたことを証明することによってコンピュータにより作成された証拠の信用性が保障されることを示す必要がある<sup>(27)</sup>。

第六に、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力が争われた場合、公判において判断されるべきである。裁判官の任務は同法第六八条及び第六九条にてらし、刑事裁判の証明基準に合致しているかを判断することであり、場合によっては証拠排除をすることもできる。コンピュータにより作成された証拠の証明力については、ともすれば過信しがちであるので適切な評価をするよう陪審に対して特別な指示を与えることが必要となってくることもある<sup>(28)</sup>。

第六九条は、コンピュータにより作成された書面につき、供述証拠としては、原則として証拠能力が否定されるが、例外として、各号に定める要件を充足した場合に証拠能力が肯定されるという。それは、証拠法則の一般原則にてらし証拠能力が認められない証拠を許容しようとするものではなく、コンピュータにより作成された書面の証拠能力を肯定するための加重要件を規定したものと解される。したがって、第六八条をはじめ、その他のコモン・ロー上の伝聞法則の例外に該当しない限り、証拠能力は肯定されない。すなわち、第六九条によって証拠能力が付与されるのではないのであって、伝聞法則の例外にあたることによって証拠能力が認められるのである。そして、コンピュータによる書面の作成過程は伝聞であるとすれば、信用性を保障する特別な情況が認められない限り証拠能力は肯定されない<sup>(29)</sup>。

したがって、*R. v. Harper, R. v. Minors* 判決で、原審は、第六九条各号に定める要件を充足した場合には事実を証明する証拠として許容されるとした点に誤りがあるとの指摘がされている<sup>(29)</sup>。

次に、コンピュータにより作成された証拠はすべて伝聞証拠であるとは限らないのであり、伝聞が問題とならない場合には、第六八条及び第六九条の適用はない。すなわち、第六八条で証拠書類として証拠能力が問題となるものについて、第六九条第一項は、コンピュータにより作成された供述は、各号に定める要件を充足しない限り「書面にお

いて供述された事実に関する証拠 (evidence of any fact stated therein)」として許容されないと規定しており、コンピュータにより作成された書面が事実を記録するものではあるが伝聞証拠ではない場合には、第六九条がその限りで適用されることになる。機械が事実を観察し記録した場合には、その記録は「人によってなされた供述」ではないので伝聞証拠ではないからである。<sup>(30)</sup>

したがって、コンピュータにより作成された証拠については、伝聞証拠でなくとも事実に関する証拠については第六九条が適用されることになる。<sup>(31)</sup>

R. v. Harper, R. v. Minors 判決は、本事案においてコンピュータにより作成された証拠を伝聞証拠と考えているところに問題があるとの批判がなされている。<sup>(32)</sup>

そして、コンピュータにより作成された書面が、争点とされている事実の存否に関する証拠として提出されるのではなく、そうした書面がコンピュータにより作成されたという事実を証明するために提出される場合には、第六九条の適用はない。それは、「書面において供述された事実に関する証拠」として提出されているのではなく、コンピュータにより出力されたこと自体を証明するものだからである。<sup>(33)</sup>

以上、「一九八四年警察・刑事証拠法」におけるコンピュータにより作成された証拠に関する法規の適用関係を整理すると、第一に、コンピュータにより作成された証拠が、その供述内容である事実の存否の証明に関する証拠として提出される場合には、伝聞証拠として、第六八条またはその他の伝聞法則の例外に該当し、かつ第六九条に定める要件を充足する必要がある。第二に、コンピュータにより作成された証拠が、コンピュータまたはその他の機械によって記録された事実の存否を証明する証拠として提出される場合には、第六九条のみが適用される。第三に、コンピュータにより作成された証拠が、そのコンピュータにより作成されたという事実自体を証明するために提出される場合には、第六八条及び第六九条の適用はない、ということになる。<sup>(34)</sup>

## 五 おわりに

イギリスにおけるコンピュータ犯罪に対する刑事法の対応は、今日、「一九八一年文書及び通貨偽造法(The Forgery and Counterfeiting Act of 1981)」及び「一九八四年データ保護法(The Data Protection Act of 1984)」による実体法規定と「一九八四年警察・刑事証拠法」およびその修正規定を含む「一九八八年刑事裁判法」とから構成されているといつてよい。

「一九八一年文書及び通貨偽造法」は、電磁的記録の文書と同様の社会的効用からこれを「文書」に含むとともに、機械に対するその行使を自然人の場合と同一に考えることによって、コンピュータに係る犯罪に対処しようとするものである。また、「一九八四年データ保護法」は、コンピュータ処理されうる形態で記録された個人情報保護を目的とし、プライバシーの侵害に対処しようとするものである。

「一九八四年警察・刑事証拠法」は、コンピュータにより処理された情報の差押え手続き及びコンピュータにより作成された証拠の証拠能力に関して規定が設けられたが、その後「一九八八年刑事裁判法」により証拠能力を認める要件について若干の修正が加えられている。

イギリスにおいて、刑事事件でコンピュータにより作成された証拠の証拠能力については、これを伝聞法則の例外である業務に関する記録として、その証拠能力の要件を検討してきている。このような問題解決の方法は、ひとえイギリスのみならずアメリカ合衆国においても、連邦証拠規則第八〇三条にもみられるところである。わが国においては、こうしたコンピュータにより作成された証拠についての証拠能力を認めるための要件に関し、明文規定がおかれているわけではないし、充分な議論が展開されているとはいえないであろう。しかし、そもそもコンピュータにより作成された証拠の性質をどのように考えるかという点を前提に、その証拠能力の検討がなされる必要があるであろう。そう

した議論のためにもイギリスにおけるコンピュータにより作成された証拠の証拠能力に関する立法や判例の検討が視座の提供をしてくれるものと考えらるものである。

(1) 安富潔「刑事手続きとコンピュータ」法曹時報第四一巻第一号四九頁以下（一九八八年）。

(2) 「一九八四年警察・刑事証拠法」については、その法典の翻訳として、三井誠、井上正仁『イギリス警察・刑事証拠法／イギリス犯罪訴追法』法務資料四四七号（一九八八年）、土屋正三『イギリスの新『警察及び刑事証拠法』略説（一）』（一九八七年）警察研究第五六巻第一号、一二号（一九八五年）、五七巻二号（一九八六年）、五八巻一号、三号、七号（一九八七年）があるほか、鯉越溢弘「外国の警察法制の動向——イギリス」法学セミナー増刊『警察の現在』三六六、三六八頁、三六九頁（一九八七年）、三井誠「イギリス刑事司法の改革（一）」一九八四年警察・刑事証拠法及び一九八五年犯罪訴追法を中心に——改革の概要——連載開始にあたって」ジュリスト九三七号六三頁（一九八九年）が法典成立の経過を簡潔にまとめている。

なお、VAUGHAN BEVAN AND KEN LINDSTONE, A GUIDE TO THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985); GREG POWELL AND CHRIS MAGRATH, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984: A PRACTICAL GUIDE (1985); MICHAEL ZANDER, THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984 (1985).

その他、イギリスにおけるコンピュータにより作成された証拠の問題を扱ったものとして、米澤慶治「コンピュータと刑事法」判例タイムズ五五九号五三頁（一九八五年）、河村博「イギリスにおけるコンピュータ関連刑事立法」ジュリスト八四六号四七頁（一九八五年）などがある。

(3) 同法附則では、「第三 本法第六八条及び第六九条を補足する規定 第二編 本法第六九条を補足する規定」として、第八条に、

「いかなる手続きにおいても、本法第六九条の規定に従い供述を証拠として提出しようとするときは、

a 供述が記載された書面を特定し、その書面の作成方法を記載し、

b 書面がコンピュータにより作成されたことを示すために適切な供述の作成に関係した具体的な手段を挙げ、

c 本法第六九条第一項に掲げられた事項を記載し、かつ、

d コンピュータの運用に関する責任ある立場の署名がなされた証明書は、そこに供述された事実に関する証拠とすることができ、そのためには、供述者が知り、かつ信ずる限りにおいてなしたものであれば足りる。」

とし、さらに、同第九条において、

「前条の規定にかかわらず、裁判所は、前条の証明書により証拠の提出をなしうる事項に関し、口頭による証拠を提出することを求めることができる。」

とし、故意に虚偽内容の証明書を提出した者に対して、二年以下の拘禁刑又は罰金等に処すことを規定するとともに、同第一条で、

「供述の証明力を評価するにあたっては、供述の正確性その他についての合理的な推論を引き出しうるすべての事情、及び特に左の各号に掲げる事由を考慮しなければならない。

a 供述に含まれている情報が他の情報を再生し又は処理して得られたものであるときは、その情報が事実の発生と同時に、関係するコンピュータに入力され又はその入力のために記録されたか否か。

b コンピュータへの情報の入力、又はコンピュータ若しくは供述を記載した書面の作成のために用いた手段の操作に係した者が、事実を隠蔽し又は誤った事実を伝達しようとする誘因を有していたか否か。」

として、コンピュータにより作成された証拠の評価にあたって、例示的に考慮すべき事情を挙げ、供述の正確性等についての確保を図っている。

同第一二条では、

「前条の規定の適用上、コンピュータへの情報の直接の入力も補助装置の使用（人の介在を伴うと否とを問わない。）による入力も、いずれもコンピュータへの情報の入力とみなす。」

と規定している。

さらに、「第三編 本法第六八条及び第六九条を補足する規定」として、第三三条

「いかなる手続きにおいても、書面に記載された供述が本法第六八条又は第六九条により証拠として許容されるときは、その供述内容は、a 書面、又は、b 書面若しくはその一部の写し（その書面が現存すると否とを問わない。）であって、裁判所が相当と認める方法によりその真正さが認められたものを提出することにより、これを証明することができる。」

とし、同第一四条

「裁判所は、書面に記載された供述が証拠として許容されるか否かを判断するために、次の各号に掲げる事情から合理的な推論をすることができる。

a 供述がなされ又はその他の方法により存在するに至った状況

b 供述が記載された書面の形式及び内容を含むその他のすべての事情」

と規定している。

(4) イギリスにおいても、コンピュータにより作成された証拠については、一般に、それが非供述証拠として直接証拠(direct evidence)となる場合又は供述証拠として伝聞法則の例外にあたる場合を除いて証拠能力はないとされる。See POWELL AND MAGRATH, *supra* note 2, p. 207 (1985).

(5) J C Smith QC, *The Times*, 30 March 1983, See, POWELL AND MAGRATH, *supra* note 2, p. 211

(6) COLIN TAPPER, *Computer Law* (3rd ed), p. 157 (1983).

(7) CRIMINAL LAW REVISION COMMITTEE, 11TH REPORT, EVIDENCE (GENERAL) (1972), Cmd 4991, para 259, p. 150.

なお、民事事件については、「一九六八年民事証拠法(The Civil Evidence Act 1968)」第五条において一定の要件のもとに証拠能力を認めることが立法されている。

(8) *Id.*, pp. 195-197.

(9) *Id.*, p. 150.

(10) *Id.*, p. 150.

さらに、また、同草案では、「一九六八年民事証拠法」第六条第五項と同様に、コンピュータの運用に関し故意に不正な操作をし又は誤った入力をした者に対しては処罰するものとされている(同草案第三五条第六項)。*Id.*, p. 245.

- (11) *Myers v. D.P.P.* (1965) A.C. 1001, (1964) 2 All E.R. 881 には、盗品である自動車に対する窃盗の共謀罪及び贓物罪の審理において、ヘンジンの製造番号の記録をマイクロフィルムに写したものが証拠として提出されたが、これについて貴族院は作成者不明で反対尋問にさらされない伝聞証拠であり、伝聞法則の例外とすることはできないとして証拠能力を否定したものである。この事例では、作成者が不当に記録を作成したことは証明されており、通常の過程で作成したもので、むしろ最良証拠であるといえる。そこで、この事件について「判例」としての効力を否定するために立法府は「一九六五年刑事証拠法」を制定したとされる。See, Halsbury's *Laws of England* (4th ed.) vol. 17 *Evidence*, p. 154, Zander, *supra* note 2, p. 105. この裁判例の解釈は、コンピュータにより作成された証拠について、証拠能力が認められると主張する「TAPPER, *supra* note 6, p. 159 (1983), J. C. Smith, *The Admissibility of Statements by Computer*, *Crim. L. R.* 387 (1981), 及び「See, TAPPER, *supra* note 6, p. 152-154.
- (12) See, TAPPER, *supra* note 6, p. 152-154.
- (13) コンピュータが機械的に記録する情報については、「個人的な知識」を有する者により提供されることが要件とされる同法第一条の要件を充足しないので、証拠能力が認められるかは争いがある。このような記録は、そのコンピュータの正常な作動

状況の証言により、信用性を判断すればよく、伝聞証拠のもつ危険性を考慮する必要はないとする指摘もある。TAPPER, *supra* note 6, p. 159.

(14) POWELL AND MAGRATH, *supra* note 2, p. 210.

(15) *Id.*, p. 210.

(16) 「一九六五年刑事証拠法」第一条第四項は、「情報を記録し又は蓄積するためのあらゆる手段に係る『書面』」という。TAPPER, *supra* note 6, p. 160. 又は、書面の意義をこのように解すれば、コンピュータにより作成された証拠もここに含まれ、証拠能力を認められるとの解釈を展開している。

なお、一九八二年には、「イギリスコンピュータ協会の専門家委員会がコンピュータにより作成された証拠に関する報告書を提出している」。T. R. H. SIZER AND A. KELMAN, *COMPUTER GENERATED OUTPUT AS ADMISSIBLE EVIDENCE IN CIVIL AND CRIMINAL CASES: A REPORT BY THE PROFESSIONAL ADVISORY COMMITTEE OF THE BRITISH COMPUTER SOCIETY* (1982).

(17) なお、「一九八四年警察・刑事証拠法」制定前に、「個別的には、「一九八〇年金融法(The Finance Act 1980)」第一六条、「一九八一年軍隊法(The Armed Forces Act 1981)」第九条第一項において、コンピュータにより作成された証拠の証拠能力を認める規定が立法されたこと」。

(18) CHRISTOPHER J. EMMINS & GRAY SCANLAN, *A GUIDE TO THE CRIMINAL JUSTICE ACT 1988* (1988), p. 53. 同概説書に法案の条文も収録されている二一五頁以下、特に伝聞法則の例外に関する第二三条及び第二四条に於ては、二二三頁～二三五頁参照。

その他 CHRISTOPHER J. EMMINS, *A GUIDE TO THE CRIMINAL JUSTICE ACT 1988* (1989); DI BIRCH, *The Evidence Provisions* *Crim L. R.* pp. 15 (1989).

(19) EMMINS & SCANLAN, *id.*, pp. 233-235; BIRCH, *id.*, p. 15.

なお、新規定は一九八九年から施行されたこと (Home Office Circular 67/88)。

(20) BIRCH, *id.*, p. 30; EMMINS, *id.*, p. 54.

(21) EMMINS, *id.*, p. 82.

(22) *Commentary*, *Crim. L. R.* 423 (1987).

(23) *Commentary on R v. Harper*, *R v. Minors* (1989) *Crim. L. R.* 362.

*R. v. Wood* (1983) 76 *Cr. App. R.* 23; *Sophocleous v. Ringer* (1987) *Crim. L. R.* 422.

わが国においても、コンピュータを利用したポスト・システムや機械により自動的に発行されるレシートや領収書について非供述証拠とされる見解がある。山室恵「伝聞証拠」『刑事手続』八六二頁（一九八八年）。

(24) *Commentary on R v. Harper, Rv. Minors* (1989) *id.*, p. 362.

例えば、銀行預金口座について、*R v. Ewing* (1983) *Q. B.* 1039; *Cr. App. R.* 47. は、「一九六五年刑事証拠法」第一条にてらし、コンピュータにより作成された預金通帳の残高記載は証拠能力が認められるという。この点は、「一九八八年刑事裁判法」の施行にともない同法第二四条の要件を充足する必要があることになる。

(25) *Commentary on R v. Harper, R v. Minors* (1989) *id.*, p. 362.

「一九八四年警察・刑事証拠法」附則第三 第一編 第五条

「裁判所は本法第六八条第二項 a 号 i の適用にあたり、証人として出頭するのに適さないものであるかどうかの判断にあたり、資格を有する医師の署名があると提出者が主張する証明書をよりその判断をすることが出来る。」

(26) *Commentary on R v. Harper, R v. Minors* (1989) *id.*, p. 362.

(27) *Id.*

(28) *Id.*

(29) *Commentary on R v. Harper, R v. Minors* (1989) *Crim. L. R.* 362.

(30) *The Statute of Liberty* (1968) 2 *All E. R.* 195 以下「レーダー装置によって作成された航跡の記録は事実に関するものである」と伝聞証拠ではないとする。

(31) *See, R v. Pettigrew* (1980) 71 *Cr. App. R.* 79 *R v. Wood* (1983) 76 *Cr. App. R.* 23.

(32) *Commentary on R v. Harper, R v. Minors* (1989) *id.*, p. 362.

(33) *Commentary on R v. Ewing* (1983) *Crim. L. R.* 473.

(34) *コメント* コンピュータ犯罪に関する刑事法改正の動向を概観するものとして、Ian Lloyd, *Computer Crime, New Law Journal* pp. 761-762 (1986) がある。また、近時のインタラクト及びウェアブルズの法律委員会によるコンピュータの不正使用に関する報告書 (LAW COMMISSION WORKING PAPER No. 110, *COMPUTER MISUSE*, 1988, HMSO) を中心とするコンピュータの不正使用に関する法律改正案を述べた Martin Wasik, *Law Reform Proposals on Computer Misuse, Crim. L. R.* 257 (1989) がある。